エタニティ少額短期保険の現状2012

2012年度版/2011年度決算



目 次

会社概要・主な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
トップメッセージ・経営基本方針・・・・・・・・・・・・・	3
経営について	4
コーポレート・ガバナンス体制・・・・・・・・・・・・	5
リスク管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
コンプライアンス(法令等遵守)体制・・・・・・・・・	8
個人情報に関する取扱いについて・・・・・・・・・・・・・	9
勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
保険募集制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
保険金支払と損害サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
お客様対応窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
業績データ	16
業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
主要な業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
経理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
コーポレートデータ (35
株式に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・(36
会社役員に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・(37
会社の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(38

はじめに

平素より、皆さまにはエタニティ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。 このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌 「エタニティ少額短期保険の現状2012」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要 (2012年3月31日現在)

名称(商号) エタニティ少額短期保険株式会社

設立 2010年5月

資本金 73,000千円(2012年5月より200,000千円に増資)

総資産 59,442千円 純資産 36,609千円

本社所在地 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-5-10

代表取締役社長 木村 勉(きむら つとむ)

主な業務の内容

[会社の目的]

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

- 1. 少額短期保険業
- 2. 前号に付帯関連する一切の業務

[業務の内容]

当社は少額短期保険業を営んでおり、下記1~3の保険商品の引受を行っております。

- 1. 賃貸住宅総合保障プラン
- 2. テナント総合保障プラン
- 3. 入居者安心の総合保障プラン

トップメッセージ

平素は、皆様よりエタニティ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。 当社は、2011年11月に全管協SSIホールディングスグループの一員となりました。

今後、全国賃貸管理ビジネス協会(全管協)および全管協SSIホールディングスグループと連携し、 シナジーの追求による収益性向上と企業価値向上を推進していく計画です。

また、少額短期保険会社のリーディングカンパニーグループに相応しい経営の健全性と高い業務品質の確保を図る観点から、リスク・コンプライアンス、業務品質を重視した事業運営を図ることに、一層注力をしてまいります。

今期、その第一段として、全管協SSIホールディングスグループ会社である全管協共済会と、新商品による共同保険販売を開始する予定です。

エタニティ少額短期保険で培った独自ノウハウを活かし、商品の開発や、新たな販売手法の研究開発にも取り組む考えです。これらを強力に推し進め、真にお客様から信頼され選ばれる少額短期保険会社であり続けるよう、全社一丸となり努力してまいりますので、皆様におかれましては、より一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2012年7月 代表取締役社長 木村 勉

経営基本方針

わが社は、全国賃貸管理ビジネス協会(全管協)と連携し、保険業務を通じて、お客様の安全で安心な 生活に役立つサービスを提供してまいります。

〈6つの基本方針〉

- 商品開発は、お客様のニーズに沿って行います
- 商品のご案内は、不動産管理のプロでもある当社の代理店が適切に行います
- 全管協と連携して防犯・防災活動を行います
- 保険金は速やかにお支払いします
- 万全な財務体質を確保します
- コンプライアンス重視の企業風土を構築します

経営について

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するために、以下の経営管理体制を確立しています。

1. 取締役会

取締役会は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理等の観点から 重要な経営諸施策の方針を決定します。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務遂行を 監督してまいります。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針 を徹底させます。

2. 経営会議

当社では代表取締役社長の諮問機関として経営会議が設置され、業務遂行の方針・計画の協議、部門活動の総合調整等の任務を遂行しています。また、経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、社長に意思決定の資料を提供する役割も果たしています。

3.リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスク・コンプライアンス管理についての統括及び進捗を管理することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

本委員会は、代表取締役社長を委員長、常勤役員、部長を委員、監査役をオブザーバーとし、コンプライアンスプログラムに定める課題とリスクマネジメント推進に関わる課題についての対応を協議・決定し、その進捗状況を管理しています。

また当社では、お客様相談室を設けており、お客様からお寄せいただいた「お客様の声」を本委員会に報告し、業務改善に活用しています。

また、本委員会は、法令等遵守などを含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する部門として内部 監査を行い、内部監査で発見した問題点・課題や改善状況を定期的に経営陣へ報告すると同時に、解決 にいたるまで継続的なフォローを実施いたします。本委員会の活動内容については、取締役会へ定期的 に報告される等、取締役等が全社のリスク・コンプライアンスの実態を把握できる体制が整備されてい ます。

4. リスク・コンプライアンス部

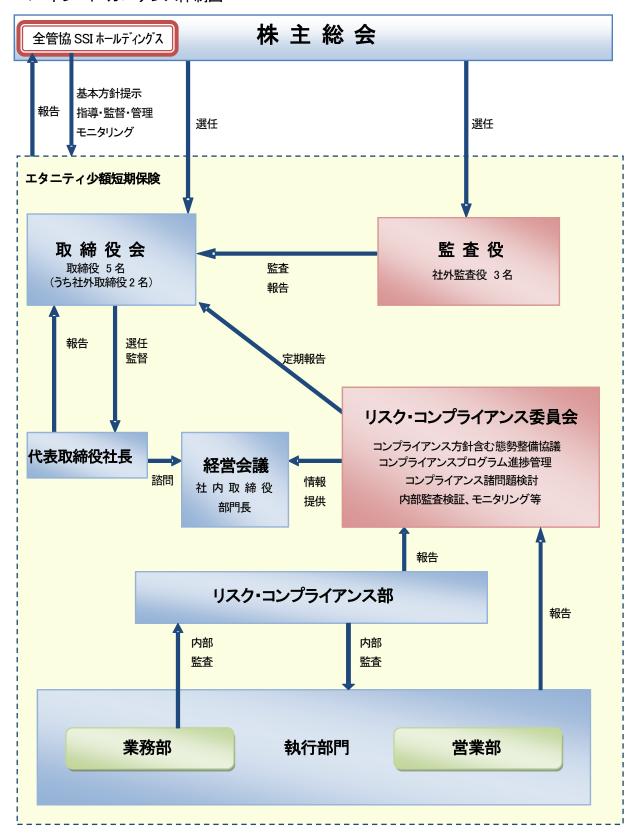
リスク・コンプライアンス部は、業務の適正性確保のための体制を整備することを目的として設置され、社内の内部統制システムの構築状況や運用状況を確認し、内部統制システムの整備と適切な運用を 継続的に推進しています。

同時に法令及び定款への適合性確保のため、リスク・コンプライアンス委員会事務局として、全社に おける法令等遵守態勢の統括、及びリスク管理態勢の部門運営を行います。

また当社の内部管理態勢の改善と企業品質向上のために、コンプライアンスプログラム年度計画およ び内部監査方針・計画を立案し、リスク・コンプライアンス委員会を通じて同計画の進捗状況の監視を 実施していきます。

これらの活動内容の報告書等を作成し、取締役会へ提出しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



リスク管理体制

当社は、下記のような業務上のリスクについて、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、 リスク・コンプライアンス委員会が組織横断的にリスクの統合的管理と必要な施策を検討・実施していま す。

また当社は、これらのリスクが顕在化し、お客様や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支 障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、一刻も早く正常な 業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築しています。

1. 保険1受リスク

個別の保険契約引受けに関するリスク、商品の開発及び改定等に関するリスク、お引受けした保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な責任準備金及び支払備金の積立に関するリスク等をいいます。当社では、取締役会とリスク・コンプライアンス委員会との間の報告手順を定めた上で、保険事故発生の頻度や、風水災等の広域災害の実態についての分析と管理を行い、適格な再保険者との再保険取引によりリスクの分散を図ります。また、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図っています。

2. 事務リスク

社員や代理店による保険契約事務上のミスや不正な処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。 当社は、保険契約のデータ入力、異動・解約処理を当社にて行い、そのデータ入力および処理をした者 以外の者が再度チェックすることで、契約の引受けと保全に関連する事務ミスの発生を防いでいます。

3. システムリスク

当社のコンピュータ・情報システムについての誤作動・停止、不正使用、セキュリティ対策の不備などにより、当社が損失を被るリスクをいいます。これらのリスクに対応するため、当社では基幹システムの管理を適格な情報管理会社へ委託し、顧客データのバックアップ、不正アクセス・通信対策ならびにウイルスの監視等を実施しています。また、社内システムにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、ID・パスワードによるアクセス管理を実施しています。

4. 資産運用リスク

資産運用に係る市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクなどをいいます。当社は資産の運用に当たり、安全性と流動性の確保を第一義としております。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンス基本方針

当社は、社会的使命を有する少額短期保険会社として誠実かつ公正な事業活動を行います。コンプライアンス(法令等遵守)推進を通じ、事故の際に保険金を適切に支払う補償機能によりお客様の要望と信頼に応えることを基本とした企業活動を行います。

コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、お客様保護の観点で全社をあげてコンプライアンスを推進いたします。

1. コンプライアンスで遵守すべきもの

当社ではコンプライアンスにおいて遵守すべきものとして、以下の法令等を位置づけております。

- 第一に、法律・政令・規則などの「法規範」(保険業法、保険法、金融商品販売法、消費者契約法や、刑法、民法など)
- 第二に、会社で定めた規定・規則、ルール、マニュアルなどの「社内規範」
- 第三に、倫理や社会規範といった「倫理規範」

2. コンプライアンスの目標

- コンプライアンス活動を効果的に運営するための組織体制を維持していきます。
- 実効性確保のために各種施策や仕組を策定・構築し、長期的な視野に立って決定された年度取組計画 に従い、これら施策を着実に実行していきます。
- 全役職員にコンプライアンスの必要性・重要性を熟知させ、同時にリーガルマインドを育成します。
- 不祥事等が発覚した場合には、あらかじめ定められている対応マニュアルに沿って適切な処理を行い、 保険契約者等の保護を図るとともに、自社が被るダメージを最小限に留めるようにします。

3. コンプライアンス推進体制

当社は、コンプライアンス体制整備、問題点把握・監督を全社横断的に行うためにリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスプログラムに定める個別課題について協議・決定を行うとともに、進捗状況を管理します。委員会での協議・決定事項については取締役会へ報告します。

4. 全役職員の行動基準

〈 法令等遵守と高い倫理観に基づく行動 〉

コンプライアンス推進のため、全役職員が一つ一つの仕事に対し、コンプライアンスで遵守すべき内容を理解し自ら判断して行動します。

全役職員は、当然に知っておくべき業務知識や法令を修得し、法的・倫理的に問題があることを知りながら故意に違反したりそれらを見過ごしたりすることなどがないように、高い倫理観に基づき業務を遂行します。

個人情報に関する取扱いについて

当社は、業務上使用するお客様の情報の管理を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するという基本方針のもとに、個人情報の適正な利用、安全管理の徹底に努めています。

また、お客様の個人情報のお取り扱いについては、以下の通り個人情報保護基本方針(Privacy policy)を定め、当社のホームページ上で公表しています。

http://www.eternity-ins.com/privacy.html

個人情報保護基本方針 (Privacy policy)

エタニティ少額短期保険株式会社は、お客様の信頼を元とする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)及びその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどにも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。

<個人情報の取り扱いについて>

弊社は保険契約に関する個人情報(会社の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で医療情報などのセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものも含みます)の取り扱いを以下の通りとさせていただきます。

(1)利用目的について

- 1.保険契約のお引受およびそれに関する業務
- 2.保険事故が発生した場合の保険金のお支払およびそれに関する業務
- 3.再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- 4.保険契約に付帯されるサービス提供のほか、満期・継続のご案内、弊社サービスのご紹介

(2)外部への情報提供について

- 1.保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での業務委託先等に対する個人情報の提供
- 2.再保険のため、本契約に関する情報を再保険引受団体に提出する場合
- 3.不適切な保険引受や保険金支払を未然に防ぐための他の保険会社、共済団体との間の情報交換
- 4.法令により必要と判断される場合

1. 個人情報の取得

私どもは、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

私どもは、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- 保険契約の引受・維持・管理
- 保険金の支払
- 弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- 引受けの判断・引受け後の管理
- その他保険事業に関連・付随する業務

3. 個人情報の安全管理

私どもは、個人情報管理責任者を定め、関係法令等を遵守するとともに、個人データの漏えい・滅失・ 毀損の防止および個人データへの不正アクセス防止のために、次の安全管理措置を講じ、これを遵守いた します。また、本措置の継続的改善に努めます。

- 組織的安全管理措置
- ▲ 人的安全管理措置
- 物理的安全管理措置
- 技術的安全管理措置

本措置の内容を従業者に徹底し、その遵守状況を点検・監査するとともに、外部に個人データの取扱を 委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制をあらかじめ確認したうえで委託し、 委託後も委託先の業務遂行状況を監督します。

4. 個人データの第三者への提供

私どもは、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

- 基会に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

5. センシティブ情報の取扱

私どもは、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいいます)、労働組合への加盟、人種及び民族、 門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- 会社の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合。
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しく は加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合

- 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- 法令に基づく場合
- ▶ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. ご契約内容、事故に関するご照会

お客様のご契約内容・事故に関するご照会につきましては、保険証書に記載の当社窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等に関するご請求

提記のご請求につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。ご請求がご本人であることを確認 させていただいた上で、手続きを行います。

<お問い合わせ先>

エタニティ少額短期保険株式会社 お客様相談窓口

所在地 大阪府大阪市中央区道修町4-5-10

電話番号 0120-945-228

受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

8. 個人情報の安全管理措置に関するご質問および取扱に関する苦情・ご相談の窓口

私どもの個人情報に関する取扱や保有個人データに関するご照会・ご意見は、上記7のお問い合わせ先までご連絡ください。

9. 個人情報保護に関する取扱方針、取組内容の継続的改善

私どもは、個人情報保護強化のため、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取扱内容の見直しと改善を継続的に実施いたします。

勧誘方針

エタニティ少額短期保険株式会社は、保険商品の販売にあたっては、保険業法・個人情報保護法・金融 商品の販売などに関する法律・消費者契約法およびその他の関係法令を遵守してまいります。お客様に商 品内容をご理解いただけるように、創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

適切な説明資料のご提供とお客様に正しくご理解いただけるようわかりやすい説明を心がけます。

- 保険制度に関する正しいご理解とお客様の実情に沿った選択をしていただくため適切な資料を提供 し、わかりやすく説明するよう努めてまいります。
- お客様の信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。

商品のご案内はお客様の立場に立って行います。

■ 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により適切に 行うよう努めてまいります。

お客様の様々なご意見の収集に努め、お客様の満足度を高めるよう努めます。

- お客様のご意見・ご要望は、その後の販売・運営・改善に反映するよう努めてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続きにあたり、迅速かつ的確に対応 するよう努めてまいります。
- お客様に対する適切な販売が行えるよう、関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。

保険募集制度

当社は、賃貸不動産入居者のお客様を対象とする少額短期保険商品「賃貸住宅総合保障プラン」と「テナント総合保障プラン」、「入居者安心の総合保障プラン」を販売しております。当社では、これら保険の販売に係わる代理店の、法令に基づいた適正な保険募集活動を維持するため、代理店指導・研修体制を確立させております。

1. 代理店登録及び届出

当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様へ保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。当社は、新設はもとより既存の代理店に対しても定期的に募集人の状況を確認し、適宜届出を行っております。

2. 代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しております。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

3. 代理店教育

お客様との保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令等遵守の徹底を目的として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、保険募集人の研修に使用しています。

4. 代理店点検・指導の実施

当社は、代理店の保険募集業務が適正に行われているかを確認するため、「代理店コンプライアンス指導」を実施しています。これにより代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行っています。

保険金支払と損害サービス

当社は、保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速・的確な保険金の支払が行われるよう基本方針を守り、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

1. 損害サービスの基本

- 迅速かつ的確な損害調査を行い、公平で公正な保険金支払業務を遂行すること
- 保険契約者および代理店に対して、事故処理経過の適切な報告を行うこと
- 常に親切かつ適切なサービス対応を心がけ、保険契約者および代理店から高い信頼を獲得すること

2. 適正な保険金支払のための体制

- 保険契約募集時においては、重要事項の説明ならびに契約者の意向確認を確実に行い、補償内容や保 険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- 保険金支払業務手順を定め、保険金の不払い、未払い、誤払いを防止するための実務手順を確立して いきます。
- 保険金支払拒絶事案および保険金請求に関する苦情案件について、その請求内容および当社判断の妥当性を再検討するため、社内に「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、該当案件の精査を行っていきます。
- 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

3. 業務運営

当社は、損害サービス業務において事故受付業務ならびに損害調査業務を、それぞれ株式会社ベスト・コミュニケーションズ及びジョブ・アクセス株式会社に委託しています。当社は委託先に対する監督と指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、保険契約者の保護に欠けることのないよう委託業務を管理しています。

また、委託先においても当社同様に社内研修を行うことで、業務のクオリティ向上を目指しています。

お客様対応窓口

当社は、お客様の利便を図り、「お客様から信頼され選ばれる少額短期保険会社」となるために、「お客様の声」を貴重な「経営資産」として今後のお客様サービス向上、業務改善に生かしてまいります。 「お客様の声」を承ります対応窓口として、下記の対応窓口を設置しております。

お客様相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、下記お客様相談窓口にて承っております。

お申し出いただいたご意見等につきましては解決に向けて真摯な対応に務める所存でございます。

お客様相談窓口 TEL:0120-945-228

受付時間 9:00~17:30

(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

なお、お客様の必要に応じ「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755

http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html

電話受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

業績データ

業務の概況

平成23年度における事業の概要〈平成23年4月1日~平成24年3月31日まで〉

[事業環境]

当期のわが国経済は、東日本大震災からの復旧が徐々に進み、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、欧州債務問題や新興国の成長減速、長引く円高、電力の供給不足等の懸念材料により、不透明な状況で推移しました。

当社の募集網である不動産賃貸管理業界におきましては、依然として空室率の高止まりが続き、賃料水準も弱含みで推移するなど、雇用、個人所得の低迷を受けて事業環境は厳しい状況にありました。

このような中、2年目を迎えた当期の業績は、契約件数が5,038件(対前年406.0%)、保険料が79,141 千円(対前年363.4%)と、契約件数、保険料ともに拡大しました。事故支払件数は17件であり、保有 契約に対する水準としては特段の問題なく推移しております。

[事業損益]

事業損益につきましては、経常収益は134,363千円、経常費用として166,491千円を要しました。この結果、経常損失は32,128千円となり、法人税、住民税、法人税等調整額を加減した当期純損失は16,018千円となりました。

「会社が対処すべき課題」

当社は、法令等遵守重視の企業風土の醸成を経営の最重要課題の一つに掲げ、適正な保険募集態勢の確立に向けた経営管理態勢の強化を図ってまいりましたが、より一層経営管理態勢を強化し、財務基盤を安定させるために、平成23年11月9日に㈱全管協SSIホールディングスの完全子会社となりました。

今後は、全管協グループのシナジーを発揮して経営管理態勢の強化と保険募集管理態勢の整備・確立に取り組むことにより、賃貸住宅市場を核とする少額短期保険事業の品質向上を通じてお客さまの信頼を獲得し、その信頼を基礎として好循環の成長性、収益性と財務の健全性を確保するというCSR(企業の社会的責任)経営の実現に努めてまいります。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位;千円)

	平成21年度	平成 22 年度	平成23年度
項目		(平成22年5月10日から	平成23年4月1日から
	-	平成23年3月31日まで	平成24年3月31日まで
正味収入保険料	-	2,123	7,485
経常収益	-	40,946	134,363
保険引受利益		△19,148	△30,483
経常利益	1	△20,200	△32,128
当期純利益	1	△20,371	△16,018
正味損害率	_	4.1%	4.4%
正味事業費率	-	1222.2%	462.5%
利息及び配当金収入	-	0	1
資本金	-	35,000	73,000
(発行済株式総数)	1	(700株)	(1,460 株)
純資産額	1	14,628	36,609
保険業法上の純資産額(※)	I	14,679	36,842
総資産額	1	35,522	59,442
責任準備金残高	1	1,050	7,126
有価証券残高	1	1	Ī
保険金等の支払能力の充実の状況			
を示す比率(ソルベンシー・マー	_	10337.3%	5,832.1%
ジン比率)			
配当性向	-		-
従業員数	_	3人	1人

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8の1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

①正味収入保険料 (単位;千円)

年度	平成2	2年度	平成2	3年度
項目	金額	比率	金額	比率
火災	1,291	61%	4,273	57%
その他	832	39%	3,211	43%
合計	2,123	100%	7,485	100%

[※]正味収入保険料とは、元受収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料 (単位;千円)

年度	平成2	2 年度	平成2	3年度
項目	金額	比率	金額	比率
火災	13,189	61%	45,213	58%
その他	8,504	39%	32,156	42%
合計	21,693	100%	77,369	100%

[※]元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金及びその他返戻金を控除したものをいいます。

③支払再保険料 (単位;千円)

	年度	平成2	2 年度	平成2	3 年度
項目		金額	比率	金額	比率
火災		11,898	61%	40,939	59%
その他		7,671	39%	28,944	41%
合計		19,569	100%	69,884	100%

[※]支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険料収入を控除したものをいいます。

4/保険引受利益 (単位;千円)

年度	平成2	2 年度	平成23年度		
項目	金額	比率	金額	比率	
火災	△11,518	60%	△17,689	58%	
その他	△7,629	40%	△12,793	42%	
合計	△19,148	100%	△30,483	100%	

※保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費及び一般管理費を控除しその他の収支(その他経常収益-その他経常費用)を加味したものをいいます。

⑤正味支払保険金 (単位;千円)

	年度	平成 22 年度		平成2	3年度		
項目		金額		比率		金額	比率
火災			81		94%	51	16%
その他			5		6%	280	84%
合計			86		100%	332	100%

[※]正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

6元受正味保険金

(単位;千円)

年度	平成 22 年度		平成2	3年度
項目	金額	比率	金額	比率
火災	810	93%	517	13%
その他	57	7%	3,323	87%
合計	867	100%	3,840	100%

[※]元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦回収再保険金

(単位;千円)

	年度	平成 22 年度		平成2	3 年度
項目		金額	比率	金額	比率
火災		729	93%	465	13%
その他		51	7%	3,042	87%
合計		780	100%	3,508	100%

3. 保険契約に関する指標

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

年度	平成 22 年度				平成23年度	
項目	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災	6.3%	1,222.3%	1,228.6%	1.2%	473.1%	474.3%
その他	0.7%	1,222.2%	1,222.9%	8.7%	448.5%	457.2%
合計	4.1%	1,222.2%	1,226.3%	4.4%	462.5%	466.9%

[※]正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率=正味事業費(=事業費+保険業法第113条繰延額(△)+保険業法第113条繰延資産償却費−再保険手数料)

÷正味収入保険料

※合算率=正味損害率+正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

年度		平成 22 年度			平成23年度	
項目	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	77.6%	2,286.7%	2,364.3%	11.3%	305.8%	317.1%
その他	44.1%	5,054.8%	5,098.9%	46.3%	322.1%	368.4%
合計	64.4%	4,775.7%	4,840.1%	25.4%	312.4%	337.8%

[※]発生損害率=当期発生保険金等÷当期既経過保険料

※事業費率=事業費(事業費+保険業法第113条繰延額(△)+保険業法第113条繰延資産償却費)÷当期既経過保険料

※合算率=発生損害率+事業費率

④出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

平原	艾22年度	平成23年度		
出再先保険会社の数	出再先保険会社の数・出再保険料のうち上位5社		出再保険料のうち上位5社	
	の出再保険料の割合		の出再保険料の割合	
1社	100%	1社	100%	

⑤支払い再保険料の格付ごとの場合

<u>1</u>	成22年度	平成23年度		
格付区分 出再保険料における割合		格付区分	出再保険料における割合	
A-以上	100%	A-以上	100%	
BBB以上	-	BBB以上	-	
その他	-	その他	_	
合計	100%	合計	100%	

※格付区分はスタンダード・アンド・プアーズ社 (S&P社) の格付けを使用しています。

⑥未収再保険金の額

	(単位;	千円)
7成2	3年度	
	構成比	
311		100.0%

年度	平成2	2年度	平成23年度		
項目	金額	構成比	金額	構成比	
火災	729	93.5%	311	100.0%	
その他	51	6.5%	ı	ı	
合計	780	100.0%	311	100.0%	

4. 経理に関する指標等

①支払備金 (単位;千円)

	年度	平成 22 年度	平成23年度
項目			
火災		-	125
その他		241	400
合計		241	525

②責任準備金 (単位;千円)

ŕ	渡	平成22年度	平成23年度
項目			
火災		633	4,154
その他		417	2,971
合計		1,050	7,126

③利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 (単位;千円)						
年度	平成23年度					
項目						
利益準備金	-	_				
任意積立金	-	_				
合計	-	_				

4損害率の上昇に対する経常利益の変動 (単位;千円)

	(中国・115)						
損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率力	元受発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。					
計算方法	正味既経過保険料	正味既経過保険料×1%					
経常利益の減少額	平成22年度	18	平成23年度	15			

5. 資産運用に対する指標等

①資産運用の概況

(単位;千円)

	年度	平成2	2年度	平成23年度		
項目		金額	構成比	金額	構成比	
現預金		4,633	13.0%	21,200	35.7%	
金銭信託		_	_	_	_	
有価証券		_	_	_	_	
運用資産計		4,633	13.0%	21,200	35.7%	
総資産		35,522	100.0%	59,442	100.0%	

②利息配当収入の額及び運用利回り

	年度	平成2	平成22年度			平成23年度		
項目		金額	利回り		金額		利回り	
現預金		0		0.02%		1		0.01%
金銭信託		_		1		-		1
有価証券		-		1		-		1
運用資産計		0		0.02%		1		0.01%
総資産		0		0.01%		1		0.00%

③保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比 該当ありません。

④保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高 該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位;千円)

	区分	平成 23 年度						
項目		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計			
火災		4,042	111	1	4,154			
その他		2,850	121	-	2,971			
合計		6,893	233	_	7,126			

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円)

			平成22年度末	平成23年度末
(1)	ソル	バンシー・マージン総額	14,679	36,842
	1	純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	14,628	36,609
	2	価格変動準備金	_	-
	3	異常危険準備金	51	233
	4	一般貸倒引当金	1	
	5	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	_
	6	土地含み損益 (85%又は 100%)	_	_
	7	契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	_	_
	8	将来利益	_	_
	9	税効果相当額	_	_
	10	負債性資本調達手段等	1	_
		告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	_	_
		告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	_	_
	11	控除項目(一)	_	_
(2)	リフ	スクの合計額「[R ₁ 2+R ₂ 2]+R3+R4	284	1,263
	保険	りスク相当額	178	180
		R1 一般保険リスク相当額	178	180
		R4 巨大災害リスク相当額	1	_
	R2	資産運用リスク相当額	206	1,208
		価格変動等リスク相当額	1	_
		信用リスク相当額	45	211
		子会社等リスク相当額	1	_
		再保険リスク相当額	161	996
		再保険回収リスク相当額		_
	R3	経営管理リスク相当額	12	41
(3) /	<i>ノ</i> ル^	ベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	10,337.3%	5,832.1%

[※]ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示するものとする。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(前ページの(2))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 前ページの(1))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(前ページの(3))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク):保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ②資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ③経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①〜 ②及び④以外のもの
- ④巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、 少額短期保険業者の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等 の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

1有価証券

該当ありません。

②金銭の信託

該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表 (単位;千円)

1. 負信以院表							J)
科 目	平成22年度末	平成23年度末	比較増減	科 目	平成22年度末	平成23年度末	比較増減
見金及び預貯金	4, 633	21, 200	16, 567	保険契約準備金	1. 291	7652	6,361
現金	89	1	△87	支払備金	241	525	284
預貯金	4, 544	21, 199	16, 655	責任準備金	1, 050	7, 126	6, 076
金銭の信託	-			普通責任準備金	999	6, 893	5, 894
有価証券	-	-	-	異常危険準備金	51	233	182
	-	-	-	契約者配当準備金	-	-	-
地方債	-	_	_	代理店借	1, 368	2, 050	68
政府保証債	_		-	再保険借	14, 415	5, 659	△8, 75
その他の証券	-	-	-	短期社債	-	-	
有形固定資産	1, 340	667	△672	社債	-	-	
土地	-	_	-	新株予約権付社債	-	-	
建物	519	389	△129	その他負債	3, 819	7, 470	3, 65
建設仮勘定	-		-	代理店業務借	_		
その他の有形固定資産	821	278	△542	借入金	-		
無形固定資産	908	441	△467	未払法人税等	170	188	1
ソフトウェア	558	441	△117	未払金	34	1, 912	1, 87
のれん	-	_		未払費用		690	69
その他の無形固定資産	_	_	_	前受収益	-	4, 201	4, 20
代理店貸	2, 971	3, 713	741	預り金	84	477	39
再保険貸	10, 549	_	△10, 549	資産除去債務	-	-	
その他資産	5, 118	7, 104	1, 986	仮受金	-		
- 未収金	78	4, 130	4, 052		3, 529		△3, 52
· 大松平 · 代理業務貸		4, 130	4, 002	退職金給付引当金	3, 329		
						- -	
未収保険料	3, 251		△3, 251	役員退職慰労引当金		- -	
前払費用		2, 633	2, 633	その他の引当金		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
未収収益				価格変動準備金			
仮払金		-		繰延税金負債	- -	. .	
保険業法第113条繰延資産				再評価に係る繰延税金負債	-	_	
敷金	350	340	∆10	負債の部合計	20, 893	22, 832	1, 93
その他の資産			△1.788.	資本金	35000_		38_00
繰延税金資産	 .	16,314	16, 314	新株式申込証拠金	
供託金	10, 000	10,000	0	資本剰余金		. .	
貸倒引当金				資本準備金		- -	
				その他資本剰余金		-	
				利益剰余金	△20, 371	△36, 390	
				利益準備金			
				その他利益剰余金	△20, 371	△36, 390	△16, 01
				退職金関係積立金			
				不動産圧縮積立金			
				社会厚生事業増進積立金			
				その他の積立金		. .	
				繰越利益剰余金	△20, 371	△36, 390	△16, 01
				自己株式(△)			
				自己株式申込証拠金			
				株主資本合計	14, 628	36, 609	21, 98
				その他有価証券評価差額金			
				繰延ヘッジ損益			
				土地再評価差額金	-	_	
				評価・換算差額等合計	_	_	
				新株予約権		_	
				純資産の部合計	14, 628	36, 609	21, 98
次 产 △➡	2E E00	EO 440	22 000				
資産合計	35, 522	59, 442	23, 920	負債・純資産の部合計	35, 522	59, 442	23, 92

平成23年度 貸借対照表関係注記事項

- 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
- 2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却して おります。
- 3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上する ほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。その結果、当期末残高はありませんでし た。
- 4. 価格変動準備金は、国債等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上することとしておりますが、当事業年度は対象資産がないため計上しておりません。
- 5. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
- 6. リースにより使用する固定資産はありません。
- 7. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤認の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤認の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
- 8. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.19%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.46%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.91%となります。この税率変更により、繰延税金資産が1,372千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額は718千円であります。
- 10. 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

	短期金銭債権総額	- 千円
	短期金銭債務総額	1,000 千円
11.	支払備金の内訳は、次のとおりであります。	
	支払備金(出再支払備金控除前)	5,257 千円
_	同上にかかる出再支払備金	4,371 千円
	差引	527 千円
12.	責任準備金の内訳は、次のとおりであります。	
	普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	71,062 千円
	同上にかかる出再責任準備金	64,169 千円
_	差引(イ)	6,893 千円
_	その他の責任準備金 (ロ)	233 千円
	計 (イ+ロ)	7,126 千円

- 13. 1株当たり純資産額は25,075円13銭であります。
- 14. 算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも36,609千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は1,460株であります。
- 15. 繰延税金資産の総額は16,314千円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰延欠損金16,308千円であります。
- 16. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:千円)

			中心・竹
科 目	平成22年度	平成23年度	比較増減
圣常利益 :	40, 946	134, 363	93, 41
保険料等収入	35, 935	131, 864	95, 92
保険料	21, 780	79, 141	57, 36
再保険収入	14, 155	52, 723	38, 56
回収再保険金	780	3, 508	2, 72
再保険手数料	13, 307	47, 521	34, 21
再保険返戻金	67	1, 693	1, 62
その他再保険収入	-	-	
支払備金戻入額	-	-	
責任準備金戻入額	-	-	
;	0	1	
利息及び配当金収入	0	1	
預貯金利息	0	1	
その他利息配当金			
その他運用収益	- F 010	0.407	A 0 F
その他経常収益	5, 010	2, 497	△2, 5
怪常費用	61, 147	166, 491	105, 3
保険金等支払金	20, 591	77, 190	56, 5
保険金	867	3, 840	2, 9
給付金			
解約返戻金	74	1, 755	1, 6
その他返戻金	11	16	
契約者配当金	-	-	
再保険料	19, 637	71, 577	51, 9
責任準備金等繰入額	1, 291	6, 361	5, 0
支払備金繰入額	241	284	
責任準備金繰入額	1, 050	6, 076	5, 0
資産運用費用	-	-	
有価証券売却損	-	-	
有価証券評価損	-	_	
有価証券償還損	-	-	
その他運用費用	-	-	
事業費	39, 265	82, 141	42, 8
営業費及び一般管理費	38, 211	80, 494	42, 2
うちのれん償却額	_		
税金	657	1, 203	5
· 減価償却費	395	443	
その他経常費用		798	
ての心腔帯質用 			
		700	
その他の経常費用		798	79
│ 保険業法第113条繰延額(△)	-		
怪常利益(経常損失人)	△20, 200	△32, 128	△11, 9

特別利益	-	-	-
固定資産等処分益	-	_	-
負ののれん発生益	-	_	-
価格変動準備金戻入額	-	_	-
その他特別利益	-	_	-
特別損失	-	-	-
固定資産等処分損	-	-	-
減損損失	-	_	-
価格変動準備金繰入額	_	_	-
不動産等圧縮損	_	_	-
その他特別損失	-	_	-
契約者配当準備金繰入額	-	_	-
税引前当期純利益(同当期純損失△)	△20, 200	△32, 128	△11, 927
法人税及び住民税	170	205	34
法人税等調整額	_	△16, 314	△16, 314
法人税等合計	170	△16, 109	△16, 280
登記純利益(当期純損失△)	△20, 371	△16, 018	4, 352

平成23年度 損益計算書注記事項

関係会社との取引高は次のとおりであります。

収益総額- 千円費用総額1,000千円

以下の収益及び費用に関する金額

- ① 正味収入保険料(保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額から再保険料及び解約返戻金等の合計額を控除した金額)は、7,485千円です。
- ② 正味支払保険金(保険金等から回収再保険金を控除した金額)は、332千円です。
- ③ 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	60,763千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	54,869千円
差引(イ)	5,894千円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	182千円
計 (イ+ロ)	6,076千円
④ 支払備金繰入額の内訳は次のとおりです。	
支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	2,847千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	2,562千円
差引	284千円

⑤ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳は、すべて預金であります。

一株当たりの当期純損失の額は16,412円70銭であります。

算定上の基礎である当期純損失の額は16,018千円、1株当たりの当期純損失の額の算定に用いた期中平均株式数は976株であります。

金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 株主資本等空動計管書

3. 株主資本等変動計算書		1	(単位:千円)
	菲度	平成22年度	平成23年度
	1/2	(平成22年5月10日から	(平成23年4月1日から
科目		平成23年3月31日まで	平成24年3月31日まで
株主資本			
資本金			
当期首残高		_	35,000
当期変動額			
新株の発行		35,000	38,000
当期変動額合計		35,000	38,000
当期末残高		35,000	73,000
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		_	-
当期変動額			
剰余金の配当		_	-
当期変動額合計		_	-
当期末残高		-	-
その他資本剰余金			
当期首残高		_	-
当期変動額			
資本金の減少		_	-
剰余金の配当		_	-
当期変動額合計		_	-
当期末残高		_	
資本剩余金合計			
当期首残高		_	
当期変動額			
資本金の減少		_	
剰余金の配当		_	
当期変動額合計		_	-
当期末残高		_	-
利益剰余金			
利益準備金			
		_	
当期変動網			
剰余金の配当		_	-
当期変動額合計		_	
当期末残高		_	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		_	△20,37
当期変動額			
乗余金の配当		_	
当期純利益		△20,371	△16,018

当期変動額合計	△20,371	A 10 010
I I	,	△16,018
当期末残高	△20,371	△36,390
利益剰余金合計		
当期首残高	-	△20,371
当期変動額		
剰余金の配当	-	_
当期純利益	△20,371	△16,018
当期変動額合計	△20,371	△16,018
当期末残高	△20,371	△36,390
自己株式		
当期首残高	_	_
当期変動額		
自己株式の処分	_	_
当期変動額合計	-	_
当期末残高	-	_
株主資本合計		
当期首残高	_	14,628
当期変動額		
新株の発行	35,000	38,000
剰余金の配当	-	_
当期純利益	△20,371	Δ16,018
自己株式の処分	-	_
当期変動額合計	9,629	21,981
当期末残高	14,628	36,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	-
当期変動額合計	_	-
当期末残高	-	-
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
土地再評価差額金		
当期首残高	_	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	_
当期変動額合計	_	_
当期末残高	-	_
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
評価・換算差額等合計		

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_
当期変動額合計	_	_
当期末残高	_	-
新株予約権		
当期首残高	_	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_
当期変動額合計	_	_
当期末残高	_	_
純資産合計		
当期首残高	-	14,628
当期変動額		
新株の発行	35,000	38,000
剰余金の配当	_	_
当期純利益	△20,371	△16,018
自己株式の処分	_	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	-
当期変動額合計	9,629	21,981
当期末残高	14,628	36,609

平成23年度 株主資本等変動計算書注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期增加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	700株	760株	_	1,460株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項該当ありません。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

4. キャッシュ・フロー計算書 (単位: ⁻		
4目 年度	平成 22 年度	平成23年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	△20,200	△32,128
減価償却費	274	443
保険業法第113条繰延資産償却費	-	_
支払備金の増加額(△は減少)	241	284
責任準備金の増加額(△は減少)	1,050	6,076
契約者配当準備金繰入額	-	_
退職給付引当金の増加額(△は減少)	-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	-	-
価格変動準備金の増加額(△は減少)	-	_
利息及び配当金等収入	Δ0	Δ1
有価証券関係損益(△は益)	-	_
支払利息	-	_
為替差損益(△は益)	-	-
有形固定資産関係損益(△は益)	-	-
代理店貸の増加額(△は増加)	△2,971	△741
再保険貸の増加額(△は増加)	-	_
その他資産(除く投資活動、財務活動関連の増減額(△は増加)	△15,389	△1,714
代理店借の増加額(△は減少)	1,368	682
再保険借の増加額(△は減少)	3,787	1,872
その他負債(除く投資活動、財務活動関連の増減額(△は減少)	3,648	3,654
その他	-	-
小清十	△28,192	△21,572
利息及び配当金等の受取額	0	1
利息の支払額	-	_
契約者配当金の支払額	-	_
その他	-	_
法人税等の支払額(△)又は還付額	Δ0	△208
営業活動によるキャッシュ・フロー	△28,192	△21,779
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		·
預貯金の純増減額(△は増加)	-	_
有価証券の取得による支出	_	_
有価証券の売却・償還による収入	_	_
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	_	_
その他	△2,174	347
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,174	347
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	_
借入金の返済による支出	_	-
社債の発行による収入	_	_
社債の償還による支出	_	_
株式の発行による収入	35,000	38,000
\	'	

自	2株式の取得による支出	-	-
配	当金の支払額	_	-
20	D他	_	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	35,000	38,000
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額	1	-
V	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,633	16,567
VI	現金及び現金同等物期首残高	1	4,633
VII	現金及び現金同等物期末残高	4,633	21,200

平成23年度キャッシュ・フロー計算書注記事項

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定

21,200千円

預入期間が3か月を超える定期預金

一千円

現金及び現金同等物

21,200千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

コーポレートデータ

株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数2,000株発行済株式の総数1,460株

2. 平成23年度末株主数

1名

3. 大株主

(2012年3月31日現在)

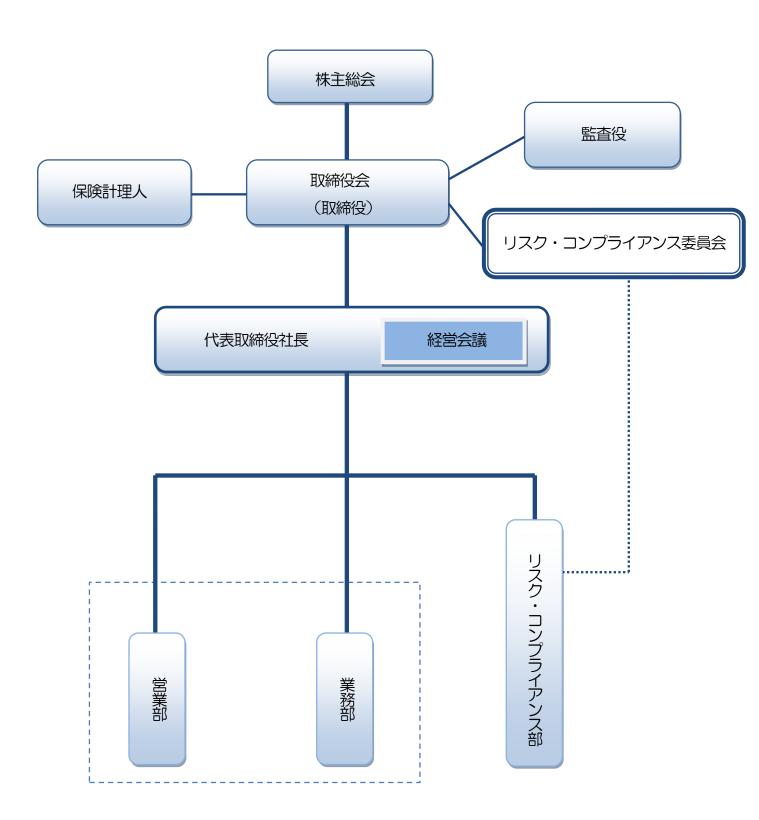
株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社全管協SSIホールディングス	1,460 株	100.0%

会社役員に関する事項

(2012年7月20日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
木村 勉	代表取締役社長 リスク・コンプラ イアンス部長		
土井 元信	取締役 営業部長		
仁木 邦昭	取締役 業務部長		
宮野 純	取締役(社外)	(株)レンタックス 代表取締役	
水野隆司	取締役(社外)	(株)プランニングサプライ 代表取締役	
丹野 與平	監査役(社外)	(株)全管協共済会 監査役(社外)	
境田、大作	監査役(社外)	全国賃貸管理ビジネス協会事務局次長	金融機関で長年の経歴があり、 財務及び会計に関する相当の 知見を有しております。
佐野 修造	監査役(社外)	あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 事業企画部	

会社の組織 (2012年7月20日現在)



エタニティ少額短期保険の現状2012

2012年7月発行 エタニティ少額短期保険株式会社

〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-5-10

電話: 06 (6223) 1700 URL:http://www.eternity-ins.com